

愛媛大学医学部学生宿舍入居のしおり

愛媛大学医学部学務課



愛媛大学医学部学生宿舍（以下「宿舍」という。）への入居を許可された者は、医学部学生宿舍規程及び別に定める入居者の遵守事項など宿舍に関する諸規則を遵守するとともに、この「しおり」をよく読んで有意義な学生生活を送ってください。



I 入 居

入居日は、入居許可書に記載された日とし、原則として月初めとします。

入居を許可された者は、「誓約書」、「保証書」及び「寄宿料口座引落届出書」を大学が指定する日までに医学部学務課（以下「学務課」という。）に提出してください。

II 居室の鍵

居室の鍵は、入居時に学務課から手渡します。各自が責任を持って管理し、退去時に学務課に返還してください。勝手に合鍵を作成したり他の人に貸したりしてはいけません。

III 携行品等

机・椅子など備品、宿舍生活に必要な寝具・洗面用具・食器・上履などについては、各自で用意してください。保険証、印鑑等は常時必要です。

IV 経費の納付

宿舍料・共益費及び水道料については口座引落となりますので、入居者は事前に「伊予銀行」、「愛媛銀行」、「愛媛信用金庫」（水道料については、ゆうちょ銀行は不可）で本人名義の口座（以下「指定口座」という。）を開設してください。ただし、口座引落手続きが遅れる場合や預金残高不足等で引落しができない場合は、振込依頼票での対応となりますので、当該月の月末までに銀行窓口で入金処理してください。

電気料については、一般家庭と同様電力会社との個人契約となりますので、入居者各自が四国電力（0120-410-452）に連絡し契約してください。

1. 宿舍料・共益費及び清掃費

宿舍料については、月額 22,000 円、共益費については月額 3,000 円となっておりますので、引落日（毎月 20 日）の前日までに指定口座に必ず入金してください。なお、20 日が休日等で銀行が営業していない場合は、その前日となります。振替依頼票での入金は、前述のとおり対応願います。

また、清掃費は退去時の清掃代として入居時に 20,000 円納付することになります。

2. 電気及び水道料金

居室で使用する電気料（基本料を含む）・水道料は、使用量に応じ入居者の負担となります。電気料は電力会社からの請求額、水道料は管理人による定期的なメーター検針の結果により算定された使用料金が大学から請求されますので、指定される期日までに指定口座に入金願います。

V 宿舍生活

1. 居室の備付備品

居室に備え付けているバス（洗面付）・トイレ・ミニキッチン（IHコンロ）・照明器具・クローゼット・エアコン・洗濯機パンなどは、貸与物品であり、壊したり、汚したりしないよう丁寧に使用するとともに、無断で持ち出さないようにしてください。

カーテンは入居者で準備してください。

2. 管理人または関係者の居室への立ち入り

物品等の管理や検査等のため、管理人または関係者が各居室に入ることがあります。掲示等により事前連絡をしますが、緊急を要する場合は連絡をしないで立ち入る場合がありますので、ご了承ください。

3. 保健衛生等

(1) 清掃・整頓

入居者は、居室の清掃を行うとともに、ごみは決められた日及び場所に置いてください。また、ラウンジ、廊下、階段など共用場所についても清潔・整頓に努めてください。

(2) 動物飼育の禁止

宿舍で動物を飼うことは禁止となっています。

(3) 環境整備

宿舍全体で実施する環境整備には、積極的に参加してください。

4. ランドリーの使用

入居者全員が利用しますので、整理・整頓に心掛けるとともに、他の人に迷惑をかけないように注意してください。

5. 駐輪場・駐車場の利用

バイク及び自転車は、どちらか1人1台とし、必ず所定の駐輪場に止めてください。

荷物の搬出入等で一時的に駐車する必要がある場合は、学務課に申し出てください。

常時の駐車場利用は認めていませんので、医学部入講用パスカードは発行いたしません。

6. 郵便物等

郵便物は、各自のメールボックスに入れておきます。また、小包等は宅配ボックスに入れておきますので、名前を確認して受領してください。

7. 入居者への連絡

入居者への連絡は、メールボックス又は掲示により行いますので、毎日必ず確認してください。

8. 掲 示

原則として、掲示板以外へは掲示できません。掲示板の使用については、管理人又は学務課の許可を得てください。

9. 集会・行事等

宿舎で行事等を行う場合は、必ず学務課に申請し許可を得てください。

10. 外来者の宿泊

原則として、外来者は宿舎に宿泊することはできません。どうしても宿泊が必要な場合は、必ず学務課に申し出て許可を得てください。

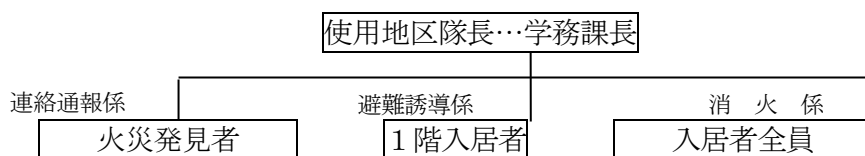
11. 静 粛

宿舎は住宅地域にありますので、周辺の環境に配慮し秩序ある宿舎生活を送ることに心掛けるとともに、居室等での楽器・ラジオ等の音量や夜間のランドリーの使用などに十分注意してください。

12. 防 災

- (1) 平素から、火気の取扱いには十分注意してください。
- (2) 宿舎には消火器、火災報知器、非常口等を設置しています。法令に基づき、防火・避難訓練を年2回実施予定ですが、入居の際には消火設備等の設置場所や使用方法及び避難ルートを確認しておいてください。また、法令に基づき、消防設備点検を年2回実施しています。事前に通知し点検のため職員が入室しますのでご協力をお願いします。その他緊急時に入居者不在の場合も入室することがあります。
- (3) 初期消火及び避難の妨げにならないよう、消火設備等の周辺や廊下等に物品を置かないでください。また、非常時以外は消火器、火災報知器等に触れないようお願いします。
- (4) 火災を発見した人は、直ちに火災報知器により入居者及び管理人に知らせるとともに、可能な範囲で消火器による初期消火に努めてください。

なお、次のとおり自衛消防隊を組織していますので、万一の場合は入居者全員で協力して対応してください。



13. 設備等の保全

居室備付備品とともに施設等の取り扱いには十分注意してください。故障及び破損を発見した場合は、速やかに管理人に申し出てください。

14. 賠償責任

施設及び居室備付備品等を滅失又は破損させた場合は、遅滞なく原状に回復するか損害を賠償しなければなりません。

15. 生活相談

宿舎生活において、深刻な悩みやトラブルなどが生じた場合は、学生生活委員会が中心となって速やかに対応し、問題解決等を援助しますので、遠慮無く管理人及び学務課に連絡ください。

16. 大規模災害訓練

愛媛大学医学部では毎年、12月上旬の日曜日に大規模災害訓練を実施しています。
あいレジデンスに入居中の学生は、参加することが義務付けられています。

17. その他

次の場合は、管理人、学務課又は防災センターに速やかに連絡してください。

- (1) 建物、附帯設備、備品類、鍵を破損又は紛失したとき
- (2) 災害、盗難、その他異変があったとき又は予知されるとき
- (3) 宿舎内に感染性疾患が発生したとき又は恐れがあるとき
- (4) その他緊急に連絡を必要とするとき

VI 退 去

1. 退 去

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに退去しなければなりません。

- (1) 退学等により入居対象者でなくなった場合
- (2) 6か月を超えて休学する場合
- (3) 入居期間が満了する場合
- (4) 医学部学生宿舎規程により入居許可を取り消された場合

2. 退去手続き

退去する場合は、2週間前までに「退去願」を学務課に提出するとともに、必ず管理人(又は学務課)による退去点検及び水道メーターの検針並びに電力会社への退去の連絡を済ませてください。

ただし、3月に退去する場合は、3月24日までに退去してください。

3. その他

退去の際は、管理人及び学務課の指示に従ってください。

※ 連絡先

連絡先	曜日・時間	電話番号
管 理 人 室	平日 9:00～16:00	089-960-5142
学 務 課	平日 8:30～17:15	089-960-5177
防災センター	上記以外の曜日・時間で緊急を要する時	089-960-5876

【あいレジデンス住所】

郵便番号 791-0204

住 所 愛媛県東温市志津川 454